

民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会
(通称「ウッド・チェンジ協議会」) 規約

(名称)

第1条 本会は、民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会(通称「ウッド・チェンジ協議会」)と称する。

(目的)

第2条 戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、木材の最大の需要先である建築物における木材利用を促進することが重要である。このため、本会では、幅広い関係者が参画し、民間建築物等における木材利用の促進に向け、課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材が利用しやすい環境づくりに取り組むことを目的とする。

(会の構成)

第3条 会員は、本会の目的に賛同し、木材利用に積極的に取り組もうとする団体、企業、研究機関、関係省庁等により構成する。なお、必要に応じて、会員の追加等の変更を行うことができる。

2 本会に会長を置く。

3 本会の運営のため、事務局を林野庁林政部木材利用課に置く。

4 木材利用に向けた、より具体的な検討や普及活動を展開するため、必要に応じて、本会の下に小グループを設置することができる。

5 会長は、議事の内容等により会員以外の参加が適当と判断した場合は、本会に会員以外の団体、企業、研究機関等を参加させて意見を聞くことができる。

(活動)

第4条 本会は、次の活動を行う。

一 民間建築物等における木材利用に関する課題及び解決方策の検討

二 本会の会員による木材利用の先進的な取組等の発信

三 木材利用に関する意見交換、情報共有

四 その他

(その他)

第5条 本規約に規定のない事項は、事務局が本会に諮って定める。